

重要事項説明書

事業所整理番号 NO. _____

1. 事業者 社会福祉法人 かも福祉会

2. 事業所名 かも福祉会 居宅介護支援事業所

3. かも福祉会 居宅介護支援事業所の概要

(1) **指定居宅介護支援事業**

要介護状態のご利用者様に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援を提供します。

介護予防支援業務の受託事業

地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託し、その業務委託契約に基づき、介護予防支援業務を行います。

かも福祉会 居宅介護支援事業所は、特定事業所加算（Ⅲ）の算定を受けています。

特定事業所とは、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を配置し、質の高いケアマネジメントを実施する事業所に対して、居宅介護支援給付費が算定されるものです。具体的には、

- ①ご利用者様に関する情報やサービス提供に関する会議（テレビ電話装置等の活用も可能）を定期的開催している。
- ②24 時間連絡できる体制を確保し相談等に対応できる体制を取っている。
- ③ケアマネの公正中立の立場から特定事業所集中減算の適応を受けていない。
- ④ケアマネ 1 人当たりのご利用者様の人数が 4 5 件未満である。
ただし特定の介護支援専門員に偏るなど、適正なケアマネジメントに支障がないよう配慮している。
- ⑤主任介護支援専門員を配置している。
- ⑥常勤のケアマネが主任介護支援専門員を除いて 2 名以上配置している。
- ⑦計画的な研修が実施されている。
- ⑧地域包括支援センターから困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供している。
- ⑨家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。
- ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保している。
- ⑪他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研究会等を実施している。
- ⑫地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加している。
- ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

(2) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	かも福祉会 居宅介護支援事業所		
所在地	島根県雲南市加茂町宇治328番地		
管理者	三浦 亜紀子	電話番号	0854-49-8065
介護保険指定番号	居宅介護支援 (島根県 3271400321号)		
サービス提供地域	雲南市加茂町		

(3) 同事業所の職員体制

職名	常勤	業務内容
管理者 (介護支援専門員との兼務 主任介護支援専門員)	1名	介護支援事業の一元的管理、居宅介護支援業務
介護支援専門員 (管理者との兼務1名)	3名以上	居宅介護支援業務
事務職員 (他事業所との兼務)	1名以上	居宅介護支援給付管理等

(4) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
土・日 (祝祭日含)	定休日
その他年間の休日	12月29日～1月3日

※ 緊急連絡電話 0854-49-8065 (携帯電話に転送することで、24時間常時連絡が可能となっており、相談等に対応する体制を取っています。)

4. 当事業所の特徴等

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援事業および介護予防支援業務の受託事業の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の居宅介護支援専門員その他の従業者が、要介護状態又は要支援の状態の利用者様に適正な指定居宅介護支援及び受託した介護予防支援業務の提供を行うことにより、要介護状態等の利用者様及びご家族様が安心して日常生活が営まれることを事業の目的とします。

(2) 運営の方針

利用者様とその家族様及び地域住民が要介護状態等になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

・指定居宅介護支援事業 要介護1～要介護5

要介護の状態の利用者様に対して、その要介護状態者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的として、居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援を提供します。

・介護予防支援業務の受託事業 要支援1・2 事業対象者

地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託し、その業務委託契約に基づき、介護予防支援業務を行います。

- 当事業は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な指定居宅サービス事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- 地域福祉の向上のため、市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他、保健・医療機関との連携に努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施します。
- 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記載することとします。
- 介護保険等関連その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うようサービスの質の向上に努めます。

5. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0854-49-8065 (午前8時30分から午後5時30分まで)

担 当 管理者 三浦亜紀子 ※ご不明な点は、何でもおたずねください。

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- | | | |
|---|-------------|--|
| ① | 申し込み | |
| ② | ご利用者様への情報提供 | 契約・重要事項等の説明

地域でのサービス事業者のサービス内容等の情報を提供します。
(ご利用者様は複数のサービス事業所等の紹介を求める事が可能です) |
| ③ | 家庭訪問 | ケアプラン作成のためのアセスメントを行います。 |
| ④ | ケアプラン原案の作成 | |
| ⑤ | 家庭訪問 | ケアプラン原案の説明を行います。

(ご利用者様はサービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能です) |
| ⑥ | サービス担当者会議 | ケアプラン原案に位置づけたサービス担当者等を招集した担当者

会議を行い専門的な意見を求め、サービス担当者間の調整を行います。 |
| ⑦ | 家庭訪問 | ご利用者様への説明とケアプランへの同意 |
| ⑧ | 居宅サービス計画の交付 | |
| ⑨ | 居宅サービスの実施 | 在宅サービスの開始 |
| ⑩ | モニタリング | 計画実施状況の把握 (モニタリング)

提供サービスの総合的な評価を行います。 |

※ 【 お願い 】 ご利用者様が入院された場合は、

事業所名：かも福祉会 居宅介護支援事業所、担当ケアマネ氏名を医療機関にお伝え下さい。

7. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

ご利用者様自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に

ご利用者様またはご家族様に対して提供するものとします。

- ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来る事、ご利用者様またはご家族様は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ② 特定の事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、ご利用者様またはご家族様の選択を求めることなく、同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について説明を行います。
また、「介護サービス情報公表制度」においても以下の内容について公表いたします。

- ・ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・ 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

8. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて厚生大臣が定める基準額に準じた額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

サービス提供地域：雲南市加茂町にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費が必要です。
サービス提供地域（通常の事業の実施地域）を越えた地点から1kmあたり24円を乗じた額をいただきます。）

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

9. サービス内容に関する苦情

①当事業所お客さま相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

窓口対応者

田中 薫

電話0854-49-8065

苦情処理責任者

三浦 亜紀子

電話0854-49-8065

②当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を相談することができます。

- ・ 保険者：雲南広域連合 電話0854-47-7342
- ・ 国民健康保険団体連合会 電話0852-21-2811

10. 虐待の防止

ご利用者様の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。

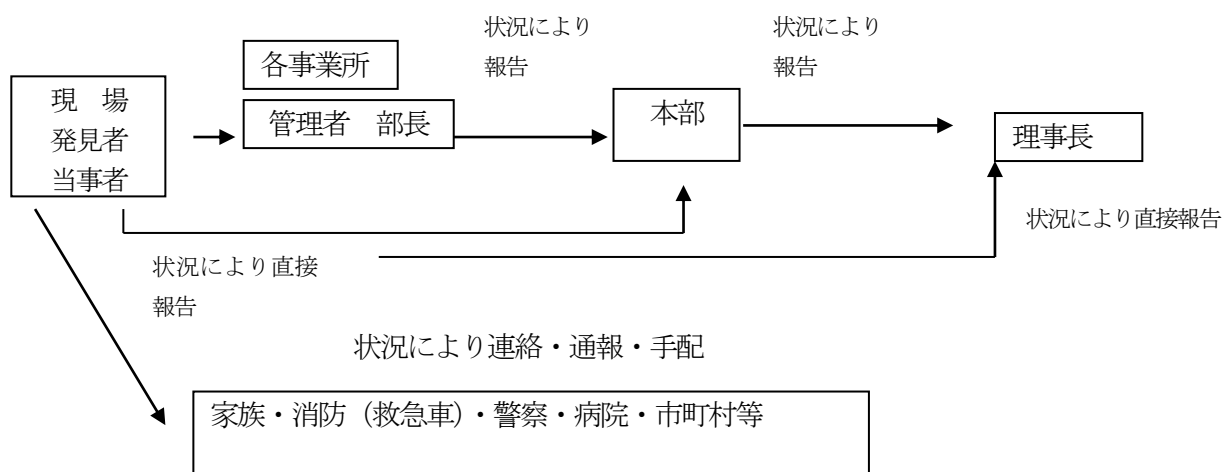
- (1) 従業者に対する虐待防止に係る研修の実施
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置と定期的な開催
その結果についての従業者への周知
- (4) 成年後見制度の利用方法や関係機関等の紹介などの利用支援
- (5) 虐待防止に関する責任者の設置

虐待防止に関する責任者	管理者	三浦 亜紀子
-------------	-----	--------

事業所はサービスの提供に当たり、居宅サービス事業者または養護者（現に養護しているご家族、親族、同居人等）による虐待が疑われるご利用者様を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 緊急時の対応方法

介護支援専門員が訪問中にご利用者様の容態に変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医及び家族、救急隊等へ連絡を行うと同時に事業所に連絡を行います。管理者等の対応として、内容により法人本部または理事長に連絡し、状況により緊急会議を招集して協議を行い適切な対策を行います。



12. 秘密保持 個人情報の保護

事業所及び介護支援専門員等は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様の個人情報をご正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

ご利用者様に係る他の居宅介護事業者や地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、ご利用者様、ご家族様へ事前の同意を文書により得た上で、ご利用者様またはそのご家族様等の個人情報を用いることができます。また、ご利用者様に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等にご利用者様に関する心身等の情報を提供できるものとします。

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症（衛生管理も含む）や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

・感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延防止等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組みます。

○ 担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。担当者が変更になる場合は、ご連絡致します。

介護支援専門員		連絡先	0854-49-8065
---------	--	-----	--------------

・その他費用

交通費 サービス提供地域以外にお住まいの方のみ	無 ・ 有 （1回につき 円）
----------------------------	-----------------

○ 重要事項説明書等の一部内容変更については、その都度「同意書」にて担当者より内容説明を行います。

サービスの提供開始にあたり、介護支援サービス利用申込者に対して契約書および本書面に基いて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

<法人名>

社会福祉法人 かも福祉会

<事業所住所地> 島根県雲南市加茂町宇治 328 番地

<事業所名> かも福祉会 居宅介護支援事業所 ㊞

<説明者>

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

介護支援サービス利用申込者

<住 所>

<氏 名>
